

第7回延岡市農業委員会会議録

(令和3年1月28日)

1. 開催日時 令和3年1月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文			6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名
5. 農地利用最適化推進委員 出席なし

※新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員の出席のみとした。

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 43 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 44 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 45 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 46 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 47 号 空き家に附属した農地の指定について
 議案第 48 号 非農地証明願いについて
 議案第 49 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 25 号 農地法第4条の届出について
 報告第 26 号 農地法第5条の届出について
 報告第 27 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 28 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 10 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主任主事	興 梶 康 大	主 事	永 倉 由 貴
嘱託職員	中 田 慎 弓	総合農政課 主任主事	鈴 木 豊 光	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴
北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代		

8. 会議の概要

議 長	<p>定刻となりましたので、会長お願い致します。 (会長挨拶省略)</p> <p>それでは、ただ今から第7回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 8 番、大戸孝一委員と委員番号 13 番、貫藍委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 43 号 農地法第 3 条所有権の移転についてから議案第 49 号 農地あっせん委員の指名についてまで、議案 7 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>それでは、議案第 43 号 農地法第 3 条所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 2 番、井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井本委員	<p>委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番についてご説明します。所在は北川町深瀬で、田 2 筆の 233 ㎡です。譲渡人は稲葉崎町の方で、譲受人は北川町川内名の方です。</p> <p>1 月 25 日に、譲受人の妻、矢野推進委員、私で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては、何も問題ありませんでしたので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番から 4 番について、委員番号 9 番、高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号 9 番の高橋です。整理番号 2 番から 4 番についてご説明します。</p> <p>まず、整理番号 2 番と 3 番ですが、これは農地を有効活用するための交換の案件です。整理番号 2 番の所在は片田町で田 1 筆の 1,018 ㎡です。整理番号 3 番の所在は片田町で田 1 筆の 998 ㎡です。この 2 件の譲渡人と譲受人は共に平原町の方で、これまで自己所有地と思い、申請地を耕作して来たのですが、今回お互いの耕作地と実際の地番が異なっていることに気づいたため、申請することとなりました。</p> <p>1 月 23 日に私、甲斐 (安) 推進委員、申請人で現地調査を行いました。地域との調和要件等問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願い致します。</p> <p>引き続き整理番号 4 番についてご説明します。所在は下伊形町で田 1 筆の 280 ㎡です。申請人は旭ヶ丘の方で、譲受人は下伊形の方です。</p> <p>申請理由は経営規模拡大とのことで、1 月 23 日に高橋推進委員、申請人で現地調査を行いました。登記上は田となっていますが、現況は畑として耕作されており、敷地境界も明確で、周囲との調和要件についても問題無いと判断しました。</p> <p>以上、整理番号 2 番から 4 番についてご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 5 番について、委員番号 13 番、貫藍委員より説明をお願い致します。</p>
貫 委 員	<p>委員番号 13 番の貫です。整理番号 5 番についてご説明致します。農地の所在は二ツ島町で田 1 筆の 1,107 ㎡です。譲渡人は稲葉崎町の方で、譲受人は無鹿町の方です。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>譲受人の経営状況は 36,779 m²で、労力人は5人。申請理由は農業経営規模拡大です。</p> <p>1月 26 日に、譲受人、吉田推進委員、私の3名で現地調査を行いました。周囲は水稲作地帯となっていますが、申請地は葎が生えた状態でした。申請者は葎を刈り、土地を改良して水稲を行う意向のようです。</p> <p>ただ、譲受人は田の畔の草刈りや田の管理など不十分な部分もあり、そのまま許可して問題無いか判断しかねているところです。</p> <p>皆様のご意見を頂ければと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p> <p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。</p> <p>配布しています農地法第3条調査書の1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>まず、整理番号1番から4番についてです。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>なお、整理番号3番につきましては、整理番号2番の農地と交換する案件でございます。農地の位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と交換する事で所有している農地と一体として利用することが出来る様になります。</p> <p>この案件の場合、状況面積が下限面積 30 アールを下回っていますが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、下限面積要件の例外として認められているものでございます。</p> <p>次に整理番号5番についてですが、農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今田の管理等不十分な部分もあるので、皆様にご審議いただきたいとの話でした。</p> <p>実はこの件につきましては、譲受人の農地の管理が不十分であるとの相談を受け、譲受人とお話をさせて頂きました。本日、譲受人から連絡があり、今後は、きちんと耕作管理を行うことを委員の方に伝えて欲しいとのことでした。</p> <p>農業委員会では、皆様の合議で審議がなされております。何らかの事由により、申請が否決された場合は、申請人には不許可となった理由を説明する責任がございます。農業委員会において審議した結果として、会長名での不許可となることを認識した上で、公的な判断による審議をお願い致します。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>片伯部委員</p>	<p>5番の譲受人なのですが、水道関連の工事等を行う方で、発生した土を農地改良するという事で所有する農地に入れているのですが、未だに施工が完了していない土地があります。そのような状態でもあります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今片伯部委員がおっしゃいましたように、農地の改良が終了していない土地もありますので、明日、明後日直ちに農地に戻すという事は困難であるにせよ、耕作するための農地改良であるという姿勢をきちんと見せて頂きたい旨も伝えております。</p> <p>この総会終了後に、関係委員の方には残って頂く予定でしたが、譲受人に対しての指導と言いますか、話し合いの場を設けることを検討しております。今回の申請については、譲受人が耕作の意思を示していますので、直ちに否決するだけの事由とはな</p>

	<p>り得ないと考えているところです。この許可申請を否決し、当人に対して説明しうるだけの理由を、持ち揃えていないというのが事務局の考えです。</p>
原田委員	<p>少しよろしいでしょうか。</p> <p>5番の譲受人に限った話では無く、私の管轄の地域にも、農地を改良する申請を行い、不十分な農地改良で終了してしまっている土地もございます。行政という組織の仕組みを考えた時に、直ちに強制力を発揮するような対応を行うことは困難であると思われま。</p> <p>即座に強制力を伴えない以上、今回の申請についてのみ、不許可の判断を行うということにはならないのではないのでしょうか。事務局の話にもありましたように、まずは話し合いの場を設け、畦の管理や、農地改良の施工完了などの改善措置について対話することから始めるべきと考えます。</p> <p>また、私は5番の譲渡人についても知っているのですが、農業をしておらず、今回の申請地も荒廃農地となりかねない状態でありました。申請者間で折り合いがついた状態であるということからも、譲渡人への配慮も必要かと思えます。</p>
貫委員	<p>現地調査を行った時に、今回の申請地は、すぐに農地として収益が得られる状態では無い旨をお話させて頂きました。そのことについては譲受人もきちんと把握しているようで、1年ないし2年と言った時間と労資をかけて、田に回復させる意向であると話を聞いたところです。具体的にはヒノヒカリを作付けできる状態にするということでありました。農業に関する意欲については有ると思われま。</p>
議長	<p>他に意見はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>条件付き許可ということは検討できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法第3条許可証の中に条件を記入する欄がございます。こちらの欄に記入した前例はございませんが、あくまで、法律の要求としての条件を記入する欄ではないかと考えられますので、例えば「畦の草刈り等、耕作地の維持、管理を適切に行うこと」と言った内容は記載すべき条件では無いと思われま。</p>
原田委員	<p>今回の申請につきましては、取得する農地を耕作していくこと、管理が不十分な農地については、改善を促し、場合によっては指導することを前提にしての許可という形をとってはどうか。</p>
事務局	<p>私共は公平な目で審査を行わなければならない立場にあります。否定的な立場では無く、前向きな見解で審議を行うことが必要であると考えております。譲受人は皆様方と比較すると農地の管理が甘い部分もあるかと思えます。</p> <p>ただ、譲受人が耕作している農地は条件が悪い土地もあり、農地そのものを駄目にしている訳では無いと思えます。譲受人と連絡をとった際に、地域の担当委員等との会談の場を設けることは話しており、出席する旨の回答は得ておりますので、申し添えさせていただきます。</p>
菊池委員	<p>今まで皆様の審議を聞いておまして、なかなか難しい案件であると感じているところです。最終的に私達は、許可か、不許可かを判断しなければなりません。</p> <p>譲渡人については、地域の委員等と話をを行うとのことですので、そういった話をすす中で、現況の改善を促していく方が望ましいと思えます。これから順を追って指導していくことになると思えますが、当該申請については許可ということではいかがでし</p>

	ようか。
議 長	色々な意見が出たかと思えます。議案第 43 号につきましては、整理番号 1 番から 4 番までについて先に議決をとり、その後、個別に第 5 号についての議決をとるとい う形をとりたいと思えますがいかがでしょうか。
委 員	分かりました。
議 長	それでは、議案第 43 号 整理番号 1 番から 4 番について、承認される方は挙手をお 願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 引き続き、議案第 43 号 整理番号 5 番についてです。許可を行った上で、今後農 地の維持・管理に関しては委員等を含めた話し合いの場を設け、改善を試みていくと いうことで、承認される方は挙手をお願いします。
委 員	(挙手)
議 長	それでは、整理番号 5 番につきましては、本人の承認を得た上で、改善を促してい くということで承認します。 続きまして議案第 44 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この 案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは議案第 44 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機 構分を説明致します。議案書は 4 ページから 13 ページとなります。貸人と農地の所 在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公 社です。 契約内容につきましては、10 年間の使用貸借権及び 5 年間、10 年間、15 年間の賃 借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、 取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農 業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審 議をお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問 はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

	<p>続きまして、議案第 45 号 農地法第 4 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番及び 2 番について、委員番号 2 番、井本みつよ委員より説明をお願いします。</p>
井本委員	<p>委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番、2 番についてご説明致します。1 月 25 日に県担当者、事務局、矢野推進委員、私、申請人で現地調査を実施しました。</p> <p>まず、整理番号 1 番についてご説明致します。所在は北川町川内名で、田が 1 筆の 446 m²です。申請人は北川町川内名の方で申請理由は庭・駐車場となっております。地目は田となっておりますが、平成 9 年の台風の浸水により、嵩上げされており、その時に庭・駐車場に整備したようです。追認申請となっておりますが、始末書も提出されており、特に問題無いと判断しました。</p> <p>続きまして整理番号 2 番についてご説明致します。所在は北川町川内名で田 3 筆、畑 1 筆の合計 682 m²です。申請人は川島町の方で、申請理由は植林で、こちらも追認申請となっております。申請地は山林の中に位置し、植林後 30 年を超えるような杉が植えられていました。隣接する農地も無く、何も問題無いと思います。</p> <p>以上 2 件について、ご審議お願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 3 番について、委員番号 7 番、松田純二委員より説明をお願い致します。</p>
松田 (純) 委員	<p>委員番号 7 番の松田です。整理番号 3 番についてご説明致します。所在は大野町で田が 2 筆の 72 m²です。申請人は大野町の方で、申請理由はお進入道路となっております。</p> <p>1 月 25 日に、私、遠田推進委員、事務局、県担当者、申請人の代理人で現地調査を行いました。追認申請ということで、申請地はすでに道路となっており、排水等の配管も埋設されていきました。周囲は住宅地となっており、隣接する農地も無いため、営農への支障は無いと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番につきましては、第 1 種農地となっております。第 1 種農地の転用につきましては、原則不許可となっておりますが、転用申請面積が既存施設の面積の 2 分の 1 以内であれば転用できる例外規定があります。</p> <p>この案件は、転用申請面積が、転用申請地の北側の既存施設となります宅地の面積の 2 分の 1 以内になりますので、この例外規定に該当し立地基準に問題はありませんでした。</p> <p>次に、整理番号 2 番、3 番につきましては、第 2 種農地となっております。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、整理番号 1 番から 3 番につきましては、すでに転用済みで追認申請となっており、申請地の周辺には農地は殆ど無く周辺農地への営農の影響は無いと判断しました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされ始末書も提出されており、3 件とも許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 46 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 3 番、松田宗史委員より説明をお願いします。</p>
松田 (宗) 委員	<p>委員番号 3 番の松田です。整理番号 1 番についてご説明致します。</p> <p>1 月 25 日に私、松田推進委員、県の担当者、事務局で現地調査を行いました。所在は高野町で畑 1 筆の 357 m²です。今回の申請地は国道 218 号の沿線で、両脇は宅地となっています。申請地はすでに舗装され駐車場となっております。</p> <p>排水等もきちんと整備されており、追認申請ですが、始末書も提出されております。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 13 番、貫藍委員より説明をお願い致します。
貫 委員	<p>委員番号 13 番の貫です。整理番号 2 番についてご説明致します。所在は追内町で畑 1 筆の 584 m²です。譲受人は追内町の建設業の会社です。申請理由は作業場、倉庫となっています。</p> <p>1 月 25 日に、私、吉田推進委員、県担当者、事務局、譲受人で現地調査を行いました。21 ページに位置図がございますが、隣接する住宅も譲受人が購入することによって、一体として利用するようです。他の隣接地とは、敷地境界等明確であり、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員	<p>委員番号 16 番の花畑です。整理番号 3 番についてご説明致します。所在は北方町川水流で、畑 1 筆の 5.1 m²です。譲渡人、譲受人共に北方町川水流の方で、申請理由は通路です。</p> <p>1 月 25 日に、譲受人、木村推進委員、私、県担当者、事務局で現地調査を実施しました。22 ページの位置図を見て頂きたいのですが、川水流公民館に隣接する形で申請地があります。図面上、申請地の北側にもともと宅地があり、進入路として使われていたとのことでした。</p> <p>今回、その土地に新たに住宅を建てる手続きの中で、申請地が農地として残っていることが判明したため、申請することになりました。</p> <p>追認申請となりますが、始末書も提出されており、問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号 4 番及び 5 番について、委員番号 17 番、片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。

片伯部委員	<p>委員番号 17 番の片伯部です。まず、整理番号 4 番からご説明致します。所在は長浜町で田 2 筆の 41 m²です。譲渡人は長浜町の方で、譲受人は川島町の方です。申請理由は通路となっています。</p> <p>1 月 25 日に、私、横山推進委員、県担当者、事務局、譲受人で現地調査を実施しました。22 ページの位置図を見て頂ければ分かると思いますが、道路を拡幅するための申請となっています。雨水、汚水等については、農業用水へ排水しないとのことで、問題無いと判断したところです。</p> <p>引き続き、整理番号 5 番についてご説明します。所在は方財町で畑 2 筆の 297 m²です。譲渡人は日向市の方で、譲受人は北一ヶ岡の方です。申請理由は個人住宅の建築となっています。</p> <p>こちらについても、1 月 25 日に現地調査を実施しました。23 ページに位置図がございまして、周囲は全て住宅となっており、隣接する農地はありませんでした。営農への支障は無く、問題無いと判断したところです。</p> <p>以上、2 件につきまして、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号 6 番について、委員番号 18 番、原田博史委員より説明をお願い致します。</p>
原田委員	<p>委員番号 18 番の原田です。整理番号 6 番についてご説明します。所在は大峽町で、田 2 筆の 353 m²です。譲渡人は大峽町の方で、譲受人は大峽町の学校法人です。運動施設の拡充により駐車場が不足するので、駐車場を確保するために申請することです。</p> <p>1 月 25 日に、私、久富推進委員、県担当者、事務局、譲受人で現地調査を行いました。申請地の西側は住宅があり、東側はすでに学校法人の駐車場となっています。申請地に隣接する耕作地は無く、何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番及び 4 番につきましては、第 1 種農地となっています。第 1 種農地の転用につきましては、原則不許可となっていますが、整理番号 1 番につきましては、申請地の周辺に住宅があり、集落接続の例外規定に該当しますので、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>また、整理番号 4 番につきましては、同一の目的でその転用申請地を含めて一体的に利用する場合、転用する面積が、転用申請地を含めた一体的に利用する面積の 3 分の 1 以内であれば転用できる例外規定があります。</p> <p>この案件は、転用申請地の道路を挟み西側に共同住宅を建築するための進入路整備に伴う農地転用ですが、この例外規定に該当し立地基準に問題はありませんでした。</p> <p>次に、整理番号 2 番、3 番、5 番及び 6 番については、第 2 種農地となっています。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に、一般基準の判断ですが、整理番号 1 番及び 3 番につきましては、既に転用済みで追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響は無いと判断しました。</p> <p>また、整理番号 2 番、4 番、5 番及び 6 番につきましては、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされており、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であると判断され、周辺農地への影響は無く許可相当と判断致しました。以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>

議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 47 号 空き家に附属した農地の指定について提案致します。本件につきましては、令和2年5月1日から施行された「延岡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家に附属した農地の指定について審議を行うものです。</p> <p>それでは整理番号1番について、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>委員番号 19 番の佐藤です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は小峯町で畑1筆、田1筆の計 865 m²です。所有者は栃木県の方で、父親が亡くなり、相続した家と土地を手離すということで、空き家に附属した農地としての指定申請を行ったようです。</p> <p>1月22日に事務局、黒田（啓）推進委員と共に、現地調査を行いました。26ページに位置図があります。この土地は多面的機能支払給付金事業の対象地となっております。確認して頂いたところ、支障は無く、空き家に附属した農地として指定できるようです。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 48 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号4番、牧野博文委員より説明をお願いします。</p>
牧野委員	<p>委員番号4番の牧野です。整理番号1番についてご説明致します。所在は下三輪町で、畑1筆の 684 m²です。申請人は埼玉県の方で、農地法施行以前から農地以外の土地であったということで、申請となっております。</p> <p>1月22日に私、高橋委員、甲斐（秀）推進委員、申請者の代理人で現地調査を行いました。本日配布された写真のとおり、申請地は宅地となっております。この家は、大正15年に建築されたとのことで、農地法が施行される以前から建築物があったという証明書類も提出されています。</p> <p>非農地として判断して問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>

議 長	次に、整理番号2番について、委員番号7番、松田純二委員より説明をお願いします。
松田(純)委員	委員番号7番の松田です。整理番号2番について、ご説明致します。所在は祝子町で、畑1筆の67㎡です。申請人は大貫町の方です。 1月19日に、私、松下委員、遠田推進委員で現地調査を行いました。本日配布されている写真をご覧になって頂きたいのですが、柿と梅が植えられていますが、まったく手入れされておらず、10年以上耕作放棄されていました。礫が多い山土のような状態で、農地として復元することは困難であると判断しました。皆様のご審議をお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第49号 農地あっせん委員の指名について提案致します。今回は北方町の農地3筆の売却、貸付及び出北6丁目の農地2筆の貸付となっております。 今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、北方町の農地の売却、貸付につきましては、委員番号15番、菊池光雄委員と甲斐正太郎推進委員を指名したいと思います。 また、出北6丁目の農地の貸付につきましては、委員番号17番、片伯部芳徳委員と横山博章推進委員を指名したいと思います。 この4名の方をあっせん委員として指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、指名された委員の方はよろしくお願い致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。はじめに報告第25号 農地法第4条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。 議案書の35ページに記載しておりますが、4件の届出があり、田が5筆の720㎡、畑が4筆の996㎡、合計9筆の1,716㎡の転用となっております。 次に報告第26号 農地法第5条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。 議案書の37ページから38ページに記載しております。全部で7件の届出があり、田が4筆の2,090㎡、畑が5筆の1,394㎡、合計9筆の3,484㎡の転用となっております。 次に、報告第27号 農地法第18条第6項の通知についてご説明致します。この報

	<p>告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 40 ページから 43 ページに記載しております。全部で 13 件の届出があり、田が 21 筆の 19,498 m²の合意解約となっています。</p> <p>最後に、報告第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。</p> <p>議案書の 45 ページから 46 ページに記載しております。全部で 6 件の届出があり、田が 19 筆の 14,780 m²、畑が 15 筆の 9,127 m²、合計 34 筆の 23,907 m²となっています。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	それでは次に、協議第 10 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	<p>協議第 10 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。議案書は 48 ページからになります。本件は先程ご審議いただきました、議案第 44 号 農用地利用集積計画についての配分計画となります。</p> <p>今回は 36 名の地権者から 56 筆、44,184 m²の農地を、5 名、2 法人へ配分する計画となっています。ご協議の程、よろしくお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
原田委員	熊野江の農地を法人へ配分する案件につきましては、今回の申請で終了でしょうか。
総合農政課	終了ではありません。相続の関係で上手くいっていない土地もございます。また、水稻を行う農地もあるので、熊野江町の集積全てが今回の法人へ配分される訳ではございません。
原田委員	分かりました。あと 1 点、把握していましたが教えて頂きたいのですが、法人の経営状況はどのような状態でしょうか。
総合農政課	収益や実利については、現在把握しておりません。ただ、売り上げは良好であるという話は聞いております。コロナ禍の状況ではありますが、経営が上手くいっていないというような状態では無いようです。
原田委員	分かりました。
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので以上を持ちまして第 7 回、定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

8 番 大 戸 孝 一

13 番 貫 藍